

平成21年5月14日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2006～2008
課題番号：18530018
研究課題名（和文） デジタル時代の放送法制の憲法学的考察

研究課題名（英文） Broadcasting Law in the Digital Era

研究代表者

鈴木 秀美（SUZUKI HIDEMI）
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：50247475

研究成果の概要：

日本の放送法は、放送事業者の自律を前提としているため、放送事業者が政治的に偏った番組や虚偽の事実を放送して番組内容規制（番組編集準則）に違反しても、放送法には制裁がなく、電波法による無線局の運用停止や免許取消は強い規制であるためこれまでに適用されたことがない。結果として、違反があると、行政指導として、実質的には行政処分である改善命令に近い措置がとられているが、このような手法には表現の自由の観点からみて重大な問題があることが明らかになった。日本では現在、通信・放送の融合に対応するため通信・放送法制の総合的な見直しが行われている。本研究は、現行法制が内包している憲法上の問題を新しい法制に積み残さないために、問題点を整理・分析したうえで、ありうる改善策を提示した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	570,000	3,670,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：表現の自由、放送法、通信・放送の融合

1. 研究開始当初の背景

放送事業とそれを支える放送法制のあり方は、技術的与件に大きく依存している。電気通信技術、とりわけデジタル技術の進展は、放送法制に変革を迫りつつある。日本では2003年12月に関東・中京・近畿の一部地域で地上波デジタル放送がスタートした。2011年7月には、全国で完全にデジタル化される予定である。地上波放送のデジタル化は、放送の伝送技術の変化にとどまらず、放送制度のあり方そのものを大きく変える可能性がある。

地上波デジタル放送が可能にするのは、多チャンネル化、高画質・高音質のハイビジョン放送、双方向のデータ放送、携帯電話や携帯情報端末での移動受信などである。また、インターネット技術も目覚ましい発展を遂げており、これを利用した放送類似サービスの可能性も拡大している。

これらの新しいデジタル技術を実用化するにあたっては、新しいサービスに放送法の規制を課すか否か、課す場合にはどのような規制を課すべきか検討することが必要になる。また、地上波放送自体についても、

上記のような環境変化の中で、これまで通りの複雑な放送規制を今後も維持すべきか否かについても考えなければならない。

検討にあたっては、政策的な観点にとどまらず、放送事業者の表現の自由や、視聴者の知る権利など憲法の観点を視野に入れて、憲法適合的な放送法制の構築を目指したいと考えた。

本研究の研究代表者は、従来、ドイツを中心にヨーロッパの放送法制について憲法学の観点から研究を行ってきたが、その成果に照らして、送信技術がアナログからデジタルに転換する時期に、日本の放送法制が直面している問題点について検討しようと考えた。

2. 研究の目的

デジタル時代の放送法制のあり方を検討することが本研究の目的であった。放送の中でも基幹的役割を果たしている地上波放送との関係で具体的には、以下のような検討課題が存在していた。

(1) 放送規制で憲法の観点から最も問題視されているのが、放送法3条の2に規定された番組編集準則に含まれているいわゆる「公平原則」である。放送番組の編集にあたって「政治的に公平であること」を放送事業者に求めているこの規定は、地上波放送だけでなく、ケーブルテレビ、通信衛星(CS)による放送にも課せられている。

この規定については、従来、法的規定ではなく、倫理的規定であると解され、それ故に表現の自由との関係においても、電波の有限性と放送の社会的影響力を理由にして、違憲の問題は生じないとされてきた。ところが、近年、総務省はしばしばこの規定に依拠し、具体的な番組を取り上げて、放送事業者に対する行政指導を行っている。

こうした中で、ケーブルテレビや衛星放送が発達した現在では、公平原則の存在を憲法上正当化することは不可能であり、これを廃止すべきであるとの見解も唱えられるようになってきている。放送のデジタル化によるチャンネル数の増加は、このような主張にさらなる説得力を与える可能性もあるだけに、「公平原則」については、その廃止の可能性も含めて検討する必要性が生じている。

(2) 日本の放送法制はこれまで、いわゆるハードとソフト一致原則を採用しており、放送事業者は放送のソフト(番組の制作・編集)とハード(放送用設備)を一体的に運用するものとされてきた。ただし、CSを利用した放送とケーブルテレビについては、平成13年に電気通信役務利用放送法が制定されたことにより、設備利用の規制緩和が図られている。従来は、放送のハード部分を提供する事業者も放送事業者として規制を受けていたのに対し、電気通信役務利用放送法によっ

て、放送事業者が電気通信事業者の提供する役務を利用して放送を行うことが可能になった。ただし、放送法制のハードとソフト一致原則は基幹的放送である地上波放送では維持されたままである。そこで、放送と通信の融合と呼ばれる現象が生じるなかで、今後もこの原則を維持すべきか否かをめぐって議論が生じている。地上波放送についても、放送事業者はソフトの制作・編集に特化して、放送のハード部分の保有と運営は電気通信事業者に委ねるべきではないかというのである。ハードとソフト一致原則から、ハードとソフト分離原則への転換は、日本の放送法制に根本的な変革をもたらすものであり、放送事業のあり方にも大きな影響を与えると予想される。このため、このような制度改革を進めるべきか否かについては慎重な検討が必要になる。

(3) 放送法は日本放送協会に全国あまねく放送することを義務づける一方で、民間放送については原則として県域を放送区域と定め、放送の地域性を民間放送制度の重要な要素のひとつとしている(ただし、実際にはいわゆるネットワークが形成され、キー局の番組がネットワークを通じて地方局を介して全国向けに放送されている)。そして、省令がマスメディア集中排除原則を定めて、同一事業者による複数局の支配を禁止してきた。ところが、近年、民間放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、マスメディア集中排除原則の緩和を求める声が高まった。その背景としては、地上波放送デジタル化への投資負担の増大、広告市場における東京キー局への一極集中化などといった問題がある。総務省は、2004年にマスメディア集中排除原則をすでに緩和しているが、放送事業者からはさらなる緩和が求められている。

近年、欧米諸国ではメディア所有規制を緩和すると同時に、従来とは異なる尺度を用いたマスメディア集中排除政策が採用されはじめている。デジタル化時代をむかえた日本でも、放送によって提供される情報の多様性や地域性を確保するために規制を課すことの必要性や、そのあり方を再考する必要がある。

(4) 日本放送協会(NHK)は、放送法に基づき徴収される受信料のみを財源として活動している特殊法人である。その財源やその活動のあるべき姿に対する社会の関心は、2004年の職員不祥事をきっかけに、これまでにないほど高まっている。地上波の2チャンネルだけでなく、放送衛星(BS)によっても2チャンネルの放送を行っている日本放送協会は、デジタル技術による新サービスの利用にも積極的で、民間事業者からは拡大路線に対する批判の声もあがるなど、デジタル時代における公共放送の存在意義とそれのみあ

った活動範囲や財源のあり方についての検討が必要となっている。

3. 研究の方法

(1) 日本の放送法制について、憲法学的考察をするにあたって、きわめて複雑で変化の激しい放送事業の現状と変化の方向性を正確に把握しておく必要があるため、放送事業者、総務省担当者、放送関係企業等へのインタビューを行い、デジタル技術の開発とその実用化の動向を把握した。

(2) これと並行して、日本の放送法制に関するこれまでの研究成果の全体像を明らかにする作業を行った。具体的には、戦後に放送法・電波法が制定された時期からこれまで研究者や実務家によって行われてきた放送法制についての研究を概観し、どのような見解が唱えられているかを整理した。

この他、日本の議論が比較法的にみたときどのような特徴を持つかを明らかにするため、欧米先進国における放送法制についての調査もあわせて行った。

(3) 研究代表者が単独で行う研究に加えて、放送業界で法制に携わる仕事をしてきた者と研究者によるグループを組織し、2カ月に1回程度の研究会を開催して、情報の提供を受けたり、意見交換を行った。

4. 研究成果

本研究の結果、日本の放送法制（地上波放送に限定）には表現の自由の観点からみて、次のような問題があることが明らかとなった。

(1) 監督機関

放送事業者は言論機関であるため、それを監督する機関は政治から一定の距離をとる必要がある。しかし、総務大臣による監督にそれを期待することはできない。少し古い話になるが、1960年代後半、ベトナム戦争に絡む報道を理由に、自民党が日本テレビとTBSに圧力をかけた例がある¹。また、郵政大臣の時代以上に、総務省になってからの監督権限の運用（とくに番組内容に対する行政指導）は、言論機関に対する配慮を欠いているように思われる。

放送法制だけでなく、「個人情報保護法との関係でも、総務省の権限行使が突出している」という指摘もある。内閣府が、2005年度に行われた個人情報保護法に基づく各省庁

¹ 当時のTBSの状況について、萩元晴彦ほか『お前はただの現在にすぎない——テレビになにが可能か』（朝日新聞出版、2008）参照。

の業者に対する報告要請の件数を調べたところ、総務省の放送事業者に対する報告要請の件数がほかの省庁に比べて多い（47件）ことが問題になったが、総務省はその件数を事後的に修正し、報告要請は1件もなかったことにされたという²。

監督機関については、民主党の政策に、内閣府の外局として「通信・放送委員会」を設置することが含まれており、今後の政治状況によっては、この問題をめぐって議論が本格化する可能性もある。

放送の監督機関については、1952年に廃止された電波管理委員会のように、独立行政委員会とすべきであるとの指摘が、これまで繰り返されてきた³。私も制度としてはそちらのほうがよいと考えている⁴。ただし、委員会組織が期待された機能を果たすためには、二大政党制の下での政権交代の可能性、委員会を監視する諸集団の存在などが必要であるのに、日本にはそうした社会状況が十分には整っていない。そこで委員会組織へ移行しても規制権限が強化されるだけで、制度改革の目的が果たせないのではないかということも危惧している。そういうことからすると、総務省による監督を前提にして、放送に対する政治的影響力の行使を抑制する工夫をするほうが現実的な選択肢であるかもしれない。

(2) 免許制

放送事業をしようとする者が放送免許を受けるためには、電波法上の免許基準以外にも、「放送局の開設の根本的基準」（昭和25年12月5日電波管理委員会規則21号）と「放送局に係る表現の自由享有基準」（平成2年3月26日総務省令29号）に適合することが必要になる。免許は5年間有効で、再免許を申請しなければならない。2008年はちょうどその再免許の年に当たっていた。

総務大臣には、再免許の機会のほか、電波法に基づいて免許の取消、電波の発射停止、無線局の運用の停止の権限がある。無線局の運用停止のための要件には、放送法違反も含まれている（電波法76条）。放送事業の監督

² 臺宏士「放送局への介入、虚偽発表 悪意ある法律運用の実態」ジャーナリズム2008年10月号26頁以下。

³ 塩野宏『放送法制の課題』（有斐閣、1989）83頁、稲葉一将『放送行政の法構造と課題』（日本評論社、2004）254頁、宍戸寿常「情報化社会と『放送の公共性』の変容」放送メディア研究5号（2007）191頁など。

⁴ 鈴木秀美『放送の自由』（信山社、2000）313頁。

手段において、電波法と放送法が結合されており、それには一定のメリットもある反面、放送への行政介入の余地もある。

放送への行政介入を抑止するためには、免許取消、無線局の運用停止について、ほかの電波利用とは異なる放送局固有のルールが必要である。そして、権限行使のあり方については、省令よりも、法律によって定めるべきである。1987年に放送政策懇談会がまとめた報告書の中にも放送免許制度について、一般の無線局と別建てにするか、場合によっては放送法に吸収することも検討すべきだ、という提言が含まれていた⁵。

これに関連してもう1つ触れておきたいのは電波利用料の問題である。放送事業者も電波利用料を負担しているが、例えば、2007年5月、ちょうど関西テレビの番組捏造事件⁶が発端となって、虚偽放送に対する行政処分を可能にするための放送法改正⁷も議論されている中、当時の総務大臣が放送事業者の電波利用料を値上げすると発言し、その後、実際に値上げされた。電気通信事業者だけでなく、放送事業者も電波利用料を負担しなければならないとしても、放送事業者が負担する電波利用料の決め方については、表現の自由の観点から特別な配慮が要るのではないかと思われる。

(3) 放送事業者の報告義務

前述した免許制にもかかわるが、放送法53条の8は、総務大臣に放送法の施行に必要な限度で、政令の定めにより放送事業者に対し、その「業務」に関して「資料の提出」を求める権限を与えている。そして放送法施行令7条は、提出を求めることができる事項を、番

組基準、放送番組編集の基本計画に関する事項等に限定しており、そこに個々の番組内容に関わる事項は含まれていないという問題がある。

例えば、1999年テレビ朝日のダイオキシン報道が問題になったとき、当時の郵政大臣は番組内容の確認をテレビ朝日に要請した。この要請は放送法に基づくものではない、とされた。その背景には、放送法を根拠に報道内容の確認をすることができないという判断があったと考えられる。放送法3条は、放送番組に対する干渉を「法律に定める権限に基づく場合」に限定しており、放送番組の内容の確認のため報告を求めることは、放送に対する違法な干渉ではないかと思われる⁸。

また、これとは別に電波法81条は、「無線局の適正な運用を確保するために必要があると認めるとき」、免許人に対して無線局に関し報告を求める権限を与えているが、この条文に基づき、放送内容について報告を求めることも行きすぎだと指摘されている⁹。

ところが、2004年にマスメディア集中排除の出資規制違反が発覚した折りや、2006年に安倍官房庁長官（当時）の写真が、無関係のニュース報道の中に映り込んだという問題の場合だけでなく、2007年の関西テレビの番組捏造事件でも、総務大臣は電波法のこの条文を根拠に放送事業者に報告を求めた。法律に根拠がない以上、放送事業者が番組内容について、総務省の報告要請に応じる法的義務はないはずである。ところが、放送事業者は、この報告要請に応じている。不祥事の際、放送事業者が視聴者に対する説明責任を果たすことは必要だとしても、総務省の運用には問題があると言わざるをえない。

(4) 内容規制

この問題は憲法学の分野でこれまでも激しく議論されてきた¹⁰。近年、番組編集準則

⁵ 郵政省放送行政局監修『放送政策の展望』（電気通信振興会、1987）115頁。

⁶ 事件の経緯と事件後の関西テレビ再生に向けた取組について、鈴木秀美「番組捏造事件と放送の自律」日本法学73巻2号

（2007）439頁以下、音好宏「放送局における第三者機関の役割（上）」AIR21 211号（2007）76頁以下、大場英幸「『あるある』以降」月刊民放2009年1月号34頁以下参照。

⁷ この改正の問題点について、山田健太「放送の自由と自律」自由人権協会編『市民的自由の広がり』（新評論、2007）197頁、山本博史「放送法改正案への疑問 続・『総務省対テレビ局』をめぐる制度的深層」世界2007年6月号82頁、砂川浩慶「地上波デジタル完全移行に向けた改革 放送法改正でテレビはどうなるのか」AIR21 2008年3月号76頁参照。

⁸ 大石裕ほか『現代ニュース論』（有斐閣、2000）75頁以下〔岩田温執筆〕も同旨。

⁹ 山本博史「『総務省対テレビ局』をめぐる制度的深層」世界2007年4月号60頁。

¹⁰ 長谷部恭男『テレビの憲法理論』（弘文堂、1992）103頁以下、浜田純一『情報法』（有斐閣、1993）90頁以下、市川正人『ケースメソッド憲法』（日本評論社、1998）148頁以下、芦部信喜『憲法学III [増補版]』（有斐閣、2000）301頁以下、鈴木・前掲注4）307頁以下、同「情報法制」ジュリスト1334号（2007）148頁以下、駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』（嵯峨野書院、2001）154頁以下、松井茂記「政治的公平と放送の自由」民放

(放送法3条の2第1項)違反を理由とする行政指導が頻発しており、問題はより深刻になっている。番組内容を理由とする初めての「嚴重注意」が行われたのは1985年であり、その後は特に1992年以降、ほぼ毎年のように番組内容を理由とする行政指導が行われている¹¹。大臣が直接に放送事業者を監督しているという、先にも述べた問題があるため、内容規制については「放送事業者の自律のための倫理規定」として解釈・運用されなければならない。総務省は、内容規制違反を理由とする行政指導を控えるべきである¹²。

放送事業者が設立した自主規制のための機関としてBPO(放送倫理番組向上機構)が設立されている¹³。BPOで解決した事案に総務省が上乘せして行政指導をした例があるが、総務省はこのような場合に行政指導をすべきではないだろう¹⁴。近年、BPOの権限が強くなること(2007年の放送倫理検証委員会

2004年9月号5頁以下、同『マスメディア法入門[第4版]』(日本評論社、2008)276頁以下、赤坂正浩ほか『ファーストステップ憲法』(有斐閣、2005)117頁以下〔大沢秀介執筆〕、斎藤愛「放送の自由」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』(有斐閣、2006)373頁以下、渋谷秀樹『憲法』(有斐閣、2007)358頁以下、宍戸寿常「放送の自由」大石眞・石川健治編『憲法の争点』(2008)120頁以下参照。このうち、市川、松井、渋谷は政治的公平の要求を違憲としている。

¹¹ 詳細は、「[資料]放送局に対する『嚴重注意』の系譜」民放2004年9月号15頁。2006年に行われた数回の行政指導については、山本・前掲注9)58頁以下参照。

¹² 元総務事務次官の金澤薫は、『放送法逐条解説』(電気通信振興会、2006)55頁において、過去の行政指導は抽象的に自主規律を要請するもので、具体的措置を要請するものではなく担保手段もないことから、規制色が薄く、一般的に法律上の権限を必要とせず、放送法3条にいう干渉や規律に該当しないと説明している。これに対し、山本・前掲注9)59頁以下は、現実の行政指導には再発防止策を講じることやその実施状況について3ヶ月ごとの報告を求める例もあり、実質的には改善命令と異ならず、行政指導の範囲を超えていると批判している。

¹³ BPOについて、本橋春紀「放送の自律を守るために」民放2008年3月号20頁以下参照。

¹⁴ 田中早苗「自主規制機関の判断と行政指導」民放2004年9月号12頁以下参照。

の設置)に対して、BPOの第2総務省化という懸念も生じているが、BPOが放送事業者の自律を尊重して活動していけば、放送事業者の理解も得られるのではないと思われる。

放送法は本来、放送事業者の自律の尊重を原則としている。そういう意味では、近年、ヨーロッパなどを中心に、法律で規律をされながら、自己規律、自主規制をしていく手法が採用されているが、日本の放送法はもともとそのような手法を採っていたのではないかと考えられる。だからこそ、内容規制はほかの国に比べて、かなり緩やかになっており、履行確保のための手法も、あくまで放送事業者による自律を原則にしている。

なお、総務省¹⁵は、一定の要件を満たす例外的な場合、番組編集準則に違反した放送事業者に、電波法76条に基づいて、放送局の運用停止を命ずることができると考えているが、学説では、これはできないとするのが通説とされている¹⁶。総務省にはこの点についての再検討を求めたい。また、かりにこのような場合にも総務大臣に放送局の運用停止の権限行使を認めるのであれば、放送局の運用停止の要件を法律によって明確化すべきであろう。

(5) 集中排除

日本ではほかの先進国に比べて、新聞と放送の結び付きに対する警戒感がなく、いわゆる3事業(テレビ、ラジオ、新聞)支配の禁止が形骸化している。また、従来、民放については、マスメディア集中排除原則により、主体の多元性、情報の多様性、地域に根ざした情報メディアが存在するという意味での「地域性」が政策の目的とされてきたが、近年になって、複数局支配の禁止が緩和され、その上、2008年に「認定放送持株会社制度」¹⁷が導入されたことにより、メディア統合が進む可能性が高まっている。

このようなメディア統合は世界的な潮流だとしても、だからと言って、経済的な観点から規制を緩和するだけでなく、民主主義あるいは放送文化という観点からも規律のあり方を検討すべきである。また、2008年には放送事業者が表現の自由を享有するための

¹⁵ 金澤・前掲注12)57頁。

¹⁶ 長谷部・前掲注10)168頁、片岡俊夫『新・放送概論』(日本放送出版協会、2001)41頁、山本・前掲注注7)81頁。

¹⁷ 解説として、音好宏「放送法改正の経緯と問題点」新聞研究2008年3月号65頁以下、堀木卓也「認定放送持株会社制度の概要」月刊民放2008年4月号36頁以下参照。

基準が省令によって定められたが、そこには法律によって定めるべき事項も含まれているのではないと思われる。廃案になったものの、1966年の放送法改正案には、マスメディア集中排除原則が、放送法自体に規定されることになっていた。

(6)まとめ

日本では一般に法制度ではなく、運用で問題解決を図る傾向がある。ところが放送に関わる法制度の運用が、表現の自由や放送事業者による自律への配慮を欠いている現状では、運用を批判するだけでなく、法制度自体を見直す必要がある。放送法制においては、法律による規律が緩やかなため、行政に大きな裁量の余地が与えられている。表現の自由に関連する事項については、一般的には、法律によってルールのも明確化を図るべきであろう。しかし、現行の放送法制においては、そのようにすると、かえって規制が強化されるおそれもある。より表現の自由に適合的な新しい制度を導入すべきか、それとも規律の緩やかな現行法の枠内で、総務省による解釈・運用をより表現の自由に配慮したものとするを強く求めていくべきか、放送規律のあり方について、今後も継続的な検討が必要である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計4件)

- ① 鈴木秀美, 通信放送法制と表現の自由, ジュリスト 1373号 (2009), 査読無, 86~94頁
- ② Hidemi Suzuki, Rundfunk- und Presserecht in Japan - aktuelle Probleme, Verfassung und Recht in Uebersee, 2008, 450~466 (放送法とプレス法—日本における最近の問題, 査読無)
- ③ 鈴木秀美, 情報法制, ジュリスト 1334号 (2007), 査読無, 144~154頁
- ④ 鈴木秀美, ドイツ受信料制度とE C条約, 阪大法学 56巻2号 (2006), 査読無, 237~270頁

[学会発表] (計2件)

- ① Hidemi Suzuki, Rundfunk- und Presserecht in Japan - aktuelle Probleme (放送法とプレス法—日本における最近の問題), Arbeitskreis fuer Ueberseeische Verfassungsvergleichung, 28. Juni 2008, in Luebeck, Germany (比較憲法学会, リューベック, ドイツ)
- ② Hidemi Suzuki, Der Strukturwandel des Rundfunks im Zeitalter der

Globalisierung-Vom Telekommunikations- und Rundfunkgesetz zum Gesetz fuer Information und Kommunikation? (グローバル化時代の放送の構造変化—通信放送法から情報通信法へ?), 日独シンポジウム, 2008年3月28日, 早稲田大学

[図書] (計2件)

- ① 鈴木秀美, 「放送の自由・総論」鈴木秀美・山田健太, 砂川浩慶編著『放送法を読みとく』(商事法務, 2009年), 共著, 近刊予定
- ② Hidemi Suzuki, Rundfunkrecht und Internet (放送法とインターネット), in: Kazushige Asada, Heinz-Dieter Assmann, Zentarō Kitagawa, Junichi Murakami, Martin Nettesheim (Hrsg.), Das Recht vor der Herausforderungen neuer Technologien, 83-90 (共著), Mohr Siebeck, 2006.

[その他]

鈴木秀美, 番組捏造事件と放送の自律, 日本法学 73巻2号(2007), 査読無し, 37~56頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 秀美 (SUZUKI HIDEMI)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号: 50247475

(2) 研究協力者

- ① 山田 健太 (YAMADA KENTA)
専修大学・文学部・准教授
- ② 砂川 浩慶 (SUNAKAWA HIROYOSHI)
立教大学・社会学部・准教授
- ③ 曾我部 真裕 (SOGABE MASAHIRO)
京都大学・法学研究科・准教授
- ④ 西土 彰一郎 (NISHIDO SHOICHIRO)
成城大学・法学部・准教授
- ⑤ 稲葉 一将 (INABA KAZUMASA)
名古屋大学・法学研究科・准教授
- ⑥ 丸山 敦裕 (MARUYAMA ATSUHIRO)
長崎県立大学・国際情報学部・講師
- ⑦ 杉原 周治 (SUGIHARA SHUJI)
東京大学・大学院情報学環・助教
- ⑧ 山本 博史 (YAMAMOTO HIROSHI)
メディア評論家・上智大学非常勤講師
- ⑨ 本橋 春紀 (MOTOHASHI HARUKI)
放送倫理・番組向上機構 (BPO)・事務局長
- ⑩ 岩崎 貞明 (IWASAKI SADAOKI)
メディア総合研究所・事務局長
- ⑪ 笹田 佳宏 (SASADA YOSHIHIRO)
日本民間放送連盟・日本大学非常勤講師